

## 秋田港・能代港洋上風力発電所における水中動画貸出要領

### 1 目的

この要領は、洋上風力発電に関する県民の理解促進を図るため、秋田港・能代港洋上風力発電所における水中動画（以下「水中動画」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 貸出機関

水中動画の貸し出しは、クリーンエネルギー産業振興課（以下「貸出機関」という。）が行う。

### 3 対象

貸し出しの対象は、県、県内市町村及び関係各機関・団体のほか、貸出機関が適当と認める者とする。

### 4 貸出物品

水中動画を保存したDVD 1枚  
（保存している動画は秋田港、能代港各1本ずつ）

### 5 貸出方法

- (1) 水中動画の借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を借受希望期間の7日前までに貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、水中動画を貸し出すものとする。
- (3) 借り受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から水中動画を直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。
- (4) 借受者は返却する際に水中動画の利用状況を記載した利用状況報告書（様式2）を貸出機関に提出するものとする。

### 6 貸出期間

貸出期間は、原則として10日以内とする。

### 7 料金

無料とする。ただし、借受及び返却に費用が発生する場合は、借受者の負担とする。

### 8 遵守事項

借受者は、水中動画の使用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した目的でのみ使用すること。
- (2) 秋田県からの動画提供であることを明示すること。

- (3) 複製、改ざん、部分利用、販売、営利目的の営業を行わないこと。
- (4) インターネット、SNS 等への投稿・配信をしないこと。
- (5) 第三者に転貸しないこと。